

平成 2 8 年 第 8 回 美 郷 町 議 会 定 例 会

議 事 日 程 (第 3 号)

平成 2 8 年 9 月 1 5 日 (木曜日) 午前 1 0 時開議

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（17名）

1番	澁谷俊二君	2番	鈴木良勝君
3番	伊藤福章君	4番	中村美智男君
5番	村田薫君	6番	泉繁夫君
7番	深澤均君	8番	武藤威君
9番	泉美和子君	10番	細井邦男君
11番	熊谷隆一君	12番	藤原政春君
13番	飛澤龍右エ門君	14番	森元淑雄君
16番	杉澤隆一君	17番	深沢義一君
18番	高橋猛君		

欠席議員（1名）

15番 熊谷良夫君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	松田知己君	副町長	佐々木敬治君
総務課長	高橋薫君	企画財政課長	本間和彦君
税務課長	齊藤敦子君	住民生活課長	小原隆昇君
福祉保健課長	高橋久也君	農政課長	高橋穰君
商工観光交流課長	藤田信晴君	建設課長	小林宏和君
会計管理者兼 出納室長	鈴木孝悦君	農業委員会 会長	高橋正尚君
農業委員会 事務局長	鈴木忠君	教育長	福田世喜君
教育次長兼 教育推進課長	高橋正規君	教育総務課長	煙山光成君
生涯学習課長	高橋一久君	代表監査委員	久米力君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	小田長光仁	庶務班長 兼議事班長	高橋幸子
主任	高橋広樹		

◎開議の宣告

○議長（高橋 猛君） おはようございます。

15番、熊谷良夫君から欠席の届け出があります。

定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、会議を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に差し上げております日程表により行います。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（高橋 猛君） 日程第1、一般質問を行います。

今定例会での一般質問の通告者は3名であります。

一般質問の順序は、通告の順に許可いたします。

質問者は、一般質問席に登壇して発言をしてください。

◇村 田 薫 君

○議長（高橋 猛君） 最初に、5番、村田 薫君の一般質問を許可いたします。村田 薫君、登壇願います。

（5番 村田 薫君 登壇）

○5番（村田 薫君） 改めまして、おはようございます。

通告に従いまして一般質問をいたします。

1つ目の質問事項は、町政情報のさらなる伝達の取り組みを、についてです。

内容ですけれども、町長の町政への各般の取り組みについては、日々目新しく、その変化、スピードには新鮮さを感じているところです。友好都市交流、企業との協定、大学との協定、商品開発と販売などは町民にとり有益なことで、興味をそそることが盛りだくさんです。

しかしながら、広報、ホームページを見ない、また座談会に出ないなどの町民の方々にも町の取り組みを漏れなく伝え、理解、納得してもらうことは必要であり、常に周知への努力を考えていかなければならないと思います。

町広報、議会だよりの工夫、また人の集まる場所に紹介コーナーなどの特設を考えるなど、高

齡化の進行の中、ITなどできない方々を含めオール美郷町民が美郷丸に乗り損なうことのないよう、町の行っている政治の伝達と理解してもらう方法についてどのように取り組んでいくのか町長の考えを伺います。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） おはようございます。

ただいまのご質問にお答えいたします。

議員からお話がありましたとおり、これまで美郷町では各般にわたって町独自の取り組みを展開してきておりますが、そうした展開についてできるだけ町民から理解と協力をいただきながら推進できるよう、情報の伝達には意を払ってきたつもりです。

具体的には、毎月の広報美郷及び広報美郷お知らせ版を通じ各般の取り組みをできるだけ迅速にお伝えするようしてきたとともに、各種事業や制度については、毎年度その内容を周知する美郷町まちづくりガイドを作成し、紙媒体を通じた情報伝達に努めております。また、電子媒体についても、ホームページを通じた情報伝達に努めてきておりますが、より一層幅広くご利用いただくために、平成26年4月からは町の公式フェイスブックの運用を開始しているほか、平成27年2月からは目が不自由な方にも情報に触れてもらいやすいよう、自動音声案内や文字サイズの変更などができるなどの機能充実を図ってきたところです。

さらに、広く町民からご意見を伺う広聴活動も町政情報を発信できる大切な機会であるため、やまびこ座談会や若い世代との意見交換会などを開催するなど、幅広く対応をしてきているところです。

こうした取り組みを通じ町政に関する情報発信に努めてきておりますが、議員がおっしゃいますとおり、広報をお読みいただいていない、あるいは広聴活動にもご参加いただいていない町民がいらっしゃることは、各般の活動を通じ感じているところでもあります。そのため、紙媒体や電子媒体などを通じ、ぜひとも町政情報に触れていただくよう折に触れてなお一層お伝えしていくとともに、さらに町政情報に触れていただくよう重層的な情報伝達の仕組みを構築する認識で、新たな情報伝達手段についても実施してまいりたいと考えているところです。

具体的には、災害等に関する情報伝達手段として新たに平成28年度から緊急告知FMラジオを導入いたしますが、ことし10月から毎週火曜日、エフエム秋田で美郷町のラジオ番組「マイシティ・マイタウン美郷町」が放送開始予定となっており、毎月第一火曜日の番組時間には、機器動作確認のため、強制的にラジオスイッチが入り自動的に番組が流れる仕組みとなります。そのた

め、耳をふさがない限り、そして在宅でいらっしゃる限り必ず情報が耳に届くこととなりますので、その番組内で町の行事や取り組み、観光情報など、町民の身近な情報をお伝えしてまいりたいと考えております。

いずれ、町の取り組みについては今後も町民各位よりご理解、ご協力をいただきますよう、町政情報の発信、伝達に意を払うとともに、その伝達手法についても、取り巻く環境変化等を踏まえて思料し、伝わりやすさとわかりやすさを意識して取り組んでまいりたいと存じますので、ご理解をお願いします。

以上です。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。（「ありません」の声あり）

では、次の質問に移ります。

○5番（村田 薫君） それでは、2つ目の質問に入ります。

質問事項は、税金、使用料などの徴収状況は、ということです。

47都道府県と20政令市の地方税や国保税などが、毎年1,400億円ほど徴収できずに不納欠損処分となっております。これに市町村分を含めるとさらに額は増加することは明白と思われま

す。納税の義務は憲法で定められており、互いに支え合う社会を継続していくのに必要とされています。滞納者のごね得、不払い得を許さない社会環境の整備を、日ごろから役場、町民一丸とな

ってつくり上げていかなければならないことは言うまでもありません。この考え方は条例で定められている使用料及び手数料などについても同じであると認識しております。

質問に入りますが、1つ目として、当町における地方税、これは町税のことですけれども、公共料金、使用料及び手数料のことですが、これの収納率のこの数年間の動向について伺います。

2つ目は、納付したくてもお金がなくて、わずかなお金だと思えるのですけれども、住民の生活

再建の方策を行政が滞納者と一緒に考えるなどの配慮は十分にされているものかを伺います。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

はじめに、町税の収納率の動向についてですが、町民税、法人税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、後期高齢者保険料を合計した収納率について、平成25年度から27年度まで3年分をお知らせいたします。

まず、現年分ですが、平成25年度97.71%、平成26年度97.50%、平成27年度97.56%となっております。平成25年度から0.15%減少しています。滞納繰越分は平成25年度19.87%、平成26年度

19.31%、平成27年度24.35%となっており、平成25年度から4.48%増加しています。現年度分と滞納繰越分の合計では、平成25年度91.94%、平成26年度91.45%、平成27年度91.57%で、平成25年度から0.37%減少しています。3年間だけを見ますと減少傾向に見えますが、滞納対策班で統計をとり始めた平成21年度を起点にいたしますと、その収納率は0.97%増加しているところです。

また、過去3年間の税目別平均収納率ですが、町民税95.90%、法人町民税98.21%、固定資産税91.61%、軽自動車税94.57%、国民健康保険税84.49%、後期高齢者保険料99.04%となっております。なお、県内の税別収納率は、平成27年度分は公表されていないので平成26年度分を見ると、県内25市町村の中では町民税が7位、法人町民税が12位、固定資産税が7位、軽自動車税が12位、国民健康保険税が4位となっており、美郷町の収納率は県内では比較的上位となっております。また、未納額については、平成25年度と比較すると約600万円減少しているところです。

次に、公共料金収納率の動向についてですが、簡易水道使用料、下水道使用料、農業集落排水使用料、住宅使用料、こども園使用料、延長保育料、放課後児童クラブ利用料、一時保育料を合計した収納率について、平成25年度から平成27年度まで3年分をお知らせいたします。

まず、現年分ですが、平成25年度98.84%、平成26年度98.74%、平成27年度98.90%で、平成25年度から0.06%増加しています。滞納繰越分は、平成25年度14.28%、平成26年度13.20%、平成27年度12.25%で、平成25年度からは2.03%減少しております。現年分と滞納繰越分の合計では、平成25年度93.85%、平成26年度94.00%、平成27年度93.20%で、平成25年度から0.65%減少しております。

過去3年間の公共料金別平均収納率は、簡易水道使用料91.35%、下水道使用料95.63%、農業集落排水使用料89.89%、住宅使用料95.02%、こども園使用料99.63%、延長保育料99.45%、放課後児童クラブ使用料99.18%、一時保育料97.31%となっております。公共料金の収納率の動向としては、滞納対策班で統計を取り始めた平成21年度から94%前後を維持しているところです。なお、町税を含めて複数の公共料金を滞納している場合もあることから、滞納対策班では情報共有及び公平性を確保しながら収納しているところです。

次に、滞納者への配慮についてですが、はじめに納期限までに税金が納まらなかった場合の流れについてご説明いたします。納期限後20日以内に督促状を送付し、その後も納付がなかった方々に対し、本来であれば法に基づき直ちに差し押さえをしなければなりません。諸事情を勘案し、滞納している税金の納税について納税相談に来られるよう促しております。そして、それでも納税相談されない方に対しては、その後、家庭訪問を実施しております。税金の滞納者の中

には公共料金など複数滞納している場合があり、滞納対策班内で情報共有及び公平性を確保するため、家庭訪問の際は他課職員との合同訪問を実施することもあります。

家庭訪問を行い、納付意志がある場合は、納付誓約書を作成し、誓約に基づく納付を促しております。納付期限におくれた場合は再度納付相談や臨戸徴収を実施しているところです。一方、納付意志がなく納付誓約に同意しない場合は、資産調査の上、差し押さえ交付要求をしております。

そこで、納付意志はあるものの納付困難な世帯への配慮についてですが、滞納額を踏まえた納付相談によって、最低限の生活を圧迫しない範囲で納付していただくよう指導するとともに、状況によっては減免制度についても説明し、活用指導もしているところです。また、納期ごとの納付が困難な場合は、月々分割で納付していただくように配慮もしているところです。

国民健康保険税については、被保険者証更新時に納税相談を実施しております。納税相談や家庭訪問の際には、正確に世帯状況を把握し現況に合わせた納付誓約書を作成、月々分割の見直しや減免申請を勧めるなどしております。

さらに、納税相談により多重債務などの実態が判明したケースでは、県の生活センターや弁護士の無料相談の案内をするなどきめ細やかな対応を心がけておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

以上です。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）村田 薫君。

○5番（村田 薫君） 私、今の質問の中に入っていたのを聞き逃したのかもしれませんが、滞納予防というか滞納防止のためといたしまして、現年度分の納税通知が7月ごろ私どもに届きますが、この時点で既に納付がかなり難しいという相談者へのさらなる分割といたしますか、そういう配慮はされているというご説明はございましたか。

○議長（高橋 猛君） 町長、答弁を求めます。自席でお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問について、実務的な内容ですので税務課長に答弁させますので、お願いします。

○議長（高橋 猛君） 税務課長。

○税務課長（齊藤敦子君） ただいまのご質問にお答えいたします。

7月の納付書を発行したときにもう既に困難という方に対しては、減免制度をまずお勧めしております。どうしても支払いたいという意志を持った方には、3月までの分割ということで納付書を作成し直して発行しているところでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 猛君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

これで、5番、村田 薫君の一般質問を終わります。

◇深 澤 均 君

○議長（高橋 猛君） 次に、7番、深澤 均君の一般質問を許可いたします。深澤 均君、登壇願います。

（7番 深澤 均君 登壇）

○7番（深澤 均君） 通告に従って質問をいたします。

まずはじめに、防災計画の見直しについて質問をいたします。

ことし4月に熊本で発生した震度7の大地震は大変大きな被害をもたらしました。それまで九州地方は比較的地震の少ない地域と認識されてきましたが、2日後に再び震度7の本震が発生しました。被災住民の多くは余震におびえながら車の中などで不自由な避難生活をする様子に大変心が痛みました。

今回の地震被害の特徴は、熊本城に象徴されるように建物被害が非常に多いことであります。きょうの秋田魁によりますと、熊本県の住宅被害は16万8,000棟、うち全壊が8,176棟、半壊が2万9,463棟、このほか公共施設243棟の被害も受けております。このような被害の中、本来災害対応や災害対策本部となるべき5自治体の本庁舎が使用不能になり、行政サービスの停滞など、深刻な事態になってしまいました。

国では、このような行政自らが被災する事態に備え、災害時の業務継続計画の策定を自治体に求めています。これは、アメリカ同時テロの際、いち早く事業を再開した企業が策定していたことで注目され、自治体にも必要とのことで実施されているものであります。実際、今回の熊本地震でも、この計画を策定した自治体は規定どおり別庁舎に移動して業務を続けましたが、策定をしていなかった自治体は業務を行う場所を2回、3回と移転するなど、さらなる混乱を招く結果となったようであります。

業務継続計画のガイドでは、最低限必要な事項、町長不在時の代行順位、本庁舎使用不能時の代替庁舎の特定、あるいは非常時優先業務など6項目の策定が求められております。

美郷町では公共施設の耐震化率は100%であり、地域防災計画では本庁舎の使用不能は想定されていないように思います。私も今まで耐震基準をクリアしていれば建物は倒壊しないものだと思っていましたが、違うようであります。耐震基準とは、地震があった際、倒壊から建物内にいる

人の安全を確保する基準であり、地震災害後も継続使用を保証するものではないようでありま
す。実際、被害の大きかった益城町は、4年前に耐震改修を行った庁舎が使用不能になったよう
であります。

このことから考えると、直下型地震により2メートルもの逆断層を発現させた千屋断層が南北
に走る美郷町も決して他人事ではなく、熊本地震を教訓に、万が一のために本庁舎にかわる代替
施設の定めと最大限の対応策が必要ではないかと思えます。

また、地震災害のみならず、今回、台風10号が東北初上陸し岩手県や北海道に大きな被害をも
たらした災害などを教訓に、美郷町地域防災計画の見直しについても伺いたいと思えます。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

はじめに、地域防災計画と業務継続計画との関係についてですが、地域防災計画は、災害対策
基本法に基づき住民の生命、財産を災害から守るための対策を官民間わずに町全体で総合的に実
施することを目的として策定しており、この市町村計画の上位には国の防災基本計画、県地域防
災計画があり、これらの枠内で計画するように定められております。

一方、業務継続計画については、国の防災基本計画に基づき内閣府が策定した「市町村のため
の業務継続計画作成ガイド」により策定するものであり、行政機関が被災した場合を想定し、災
害発生時の限られた資源の中で優先的に実施すべき業務について、目標とする時間、時期までに
実施できるようにすることを目的とした計画で、美郷町では平成28年3月に策定しております。

このように地域防災計画が町全体を対象としていることに対し、業務継続計画は自治体が被災
した場合の業務継続について計画したもので、それぞれの計画で対象としているものが異なるこ
とにご理解をお願いいたします。そのため、現段階において地域防災計画の見直しは必要ないと
考えております。

なお、美郷町業務継続計画の策定に当たっては、想定される地震を熊本地震と同じく最大震度
7とし、行政自らの被災を想定し、人、物、情報及びライフラインなど利用できる資源に制約が
ある状況において非常時優先業務を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要
な資源の確保等を定めております。

また、議員ご指摘の役場本庁舎及び第2庁舎につきましては、昭和56年6月1日以降に着工し
た建物であり建築基準法に規定する新耐震基準に適合しておりますが、本庁舎及び第2庁舎が使
用不能になった場合には被害の少ない使用可能な公共施設を代替庁舎とすることと定めており、

代替施設が不足した場合または確保できない場合はテント設営等により屋外で業務継続する方法を検討することも定めております。

いずれ、それぞれの計画につきまして、これまで想定していなかった規模の災害が予想される場合や環境の変化が生じた場合などには必要に応じて速やかに見直してまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）深澤 均君。

○7番（深澤 均君） ただいま地域防災計画の見直しは考えていないということでありました。地域防災計画のところをちょっと見てみますと結構頻繁に修正しているなという思いでありますけれども、熊本地震で地震が発生した際に、ホームページにアクセスした語句の中で一番多かったのが「避難所」というような語句であったようであります。今、美郷町は非常に交流人口の拡大にも取り組んでおりますし、ましてやオリンピックなどインバウンドで外国の方々も非常に入ってくることも考えられますけれども、そういう際に災害が起きた際に、日本語だけの掲示といえますか、ホームページ等でも日本語だけのようになりますけれども、ローマ字表記とか英語表記とか、避難所、その災害に特定した形でのそういう案内もこれから検討していかなければいけないのではないかなというふうに思っております。これは熊本県の地震の際にも指摘をされていたところであります。その点についてお伺いをいたしたいと思っております。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問にお答えいたします。

議員おっしゃるとおりだと思います。

以上です。

○議長（高橋 猛君） それでは、次の質問に入ります。

○7番（深澤 均君） 次に、公立高校定員減の影響についてお尋ねをいたします。

秋田県教育委員会は、8月4日、平成29年度公立高校の募集定員を昨年度より180人削減すると発表いたしました。内容は、秋田中央高校が30人の減、湯沢高校が40人の減、増田高校が25人の減、横手城南高校が15人の減、そして大曲英語科35人と湯沢稲川分校35人の募集停止ということで、県南地区の定員減が際立っているように思います。

反対に、中学生は、昨年比で仙北地区で54人増、平鹿地区で14人減、雄勝地区で11人増と見込んでいる状況にあります。高校受験は、受験生個人からすれば将来の職業選択につながり、しいては人生にもつながる大変大事な機会であると考えます。前段で申し上げましたように、県南地区高校に定員減が集中し、仙北地区の卒業生増が見込まれているが、その実態と美郷中受験生に

とって例年以上の狭き門になっていないか気がかりなところでありますので、その影響についてもあわせて伺いたいと思います。

また、少子化の進行、そして公立高校定員減は町内唯一の六郷高校の今後にも影響も考えられるが、地元教育長としてどのようなお考えや思いをお持ちか、県教育行政に差しさわりのない範囲でお答えをお伺いいたします。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。教育長、登壇願います。

（教育長 福田世喜君 登壇）

○教育長（福田世喜君） ただいまのご質問にお答えいたします。

1点目の公立高校定員減の美郷中学校卒業生への影響についてであります。ことし8月4日に秋田県教育委員会が発表しました来年度の高校募集定員によりますと、県南地区全体においては、卒業予定者数2,434名に対して県立高校全日制と私立の秋田修英高校全日制的募集定員の合計は2,435名となっており、卒業予定者数とほぼ同数という状況であります。また、美郷町近隣の高校においての定員減は、大曲高校において英語科が募集停止となり35名の減、横手城南高校で15名の減となっております。

一方、大仙仙北美郷地区の中学校卒業生数は、ご指摘のとおり、ことし3月の卒業生は前の年と比べて100名ほど減少しておりましたが、来年3月卒業生はことしと比べて50名ほど増加となります。このようなことにより、来年3月の美郷中学校卒業生は高校入試において前年度より厳しい状況となることが予想されます。このことについては美郷中学校職員もよく認識しており、学校報等を通じて生徒にも知らせ、生徒もこうした状況を把握しているとのことであります。

今後、美郷中学校では生徒一人一人の適性や希望を重視し、保護者と連携をとって進路指導の充実を図っていくこととしており、特に進路希望実現に困難を抱えた生徒が心理的に動揺するケースも考えられることから、生徒のメンタル面での支援に一層注意を払っていくとしております。町教育委員会といたしましては、そのような美郷中学校の取り組みを尊重し、進路指導は一層充実していくように引き続きサポートしてまいります。

2点目の少子化の進行と公立高校定員減の六郷高校への影響についてであります。秋田県教育委員会によりますと、大仙仙北美郷地区全体の今年度の中学3年生は1,070名ほどですが、10年後には820名ほどになり、250名ほど減少することが推計されております。このような少子化の進行は六郷高校の生徒募集にも大きな影響を与えるものであり、現にことしの入学者数は募集定員105名に対して80名であり、25名の大幅な定員割れでありました。今年度のような定員割れが続いていきますと、現在学年3学級であるのが2学級となり募集定員減となる可能性が出てきます

し、そのようになりますと学校の活力低下も心配されるところであります。

そのようなことから、六郷高校の将来にとって今が重要な時期にあると認識しており、特に普通科の魅力アップをどのように図っていくのかと、福祉科のすぐれた実践をどのように生徒募集に活かしていくのかなどが大きな課題であると考えております。ことし5月には、そのような現状に危機感を持っている六郷高校職員や同窓会などの関係者が「六郷高校の未来を考える会」をつくり、魅力アップと生徒募集対策などについて協議を重ねてきておりますが、六郷高校の存続が地域の活力に意味があると捉え、私もこの会に参加してきているところであります。

美郷町といたしましては、これまで六郷高等学校教育振興会への助成や広報美郷に六郷高校の取り組みを掲載するなどによりまして支援を行ってきているところでありますが、今後も「六郷高校の未来を考える会」の取り組みなどに引き続き協力してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。（「ありません」の声あり）

これで、7番、深澤 均君の一般質問を終わります。

◇泉 美和子 君

○議長（高橋 猛君） 次に、9番、泉 美和子君の一般質問を許可いたします。泉 美和子君、登壇願います。

（9番 泉 美和子君 登壇）

○9番（泉 美和子君） 通告に基づき一般質問いたします。

はじめに、介護保険制度について伺います。

安倍政権による社会保障の削減のもと、医療・介護分野ではあらゆる世代に負担増と給付減を押しつける改悪がめじろ押しです。介護保険ではサービス利用の抑制と負担増が昨年度から強行されました。当町においての昨年の改正による影響について、町長はどう認識され、把握されているのかお伺いいたします。

介護利用料について、所得160万円以上の人を対象に介護保険制度始まって以来の利用料を2割に引き上げることが行われましたが、このことによるサービスの制限などは実際にあらわれているのでしょうか。また、介護施設の部屋代や食事代を国が補助する補足給付の縮小による影響についてもお伺いいたします。

次に、来年から始まる新総合事業の取り組み状況を伺います。

国は、生活支援・介護予防は住民主体の助け合いなど多様なサービスへ移行と要支援サービス

の総合事業移行をうたってきましたが、現実には住民主体の多様なサービスをつくり出すことができるのか疑問です。

また、要支援の高齢者はさまざまな生活上の困難を抱えており、在宅生活を送る上で専門職であるヘルパーの訪問やデイサービスへの通所が命綱になっている人も多く、単純に住民ボランティアが肩がわりできるものではありません。以前にも質問をいたしました、これまで介護保険で実施されてきたサービスを低下させずに同様のサービスが受けられるようにすることが重要ですが、その点はいかがか改めてお伺いいたします。

利用者の急な状態変化や悪化の兆しを見逃さず適切な援助をしていくことが、要支援者が住みなれた地域での生活の継続の決め手になると思いますが、こうした利用者の状態の変化に適切に対応したサービスが受けられるのかお伺いいたします。

最後に、国が検討している次期介護保険の改正について、どのように認識されているのかお伺いいたします。

厚労省は、社会保障審議会介護保険部会に8月19日、現在1割負担となっている介護保険の利用料を2割に引き上げるなど、大幅負担増を強いる見直し案を示しました。既に示されている要介護1、2の人に対する生活援助や福祉用具貸与の自己負担とあわせて、さらなるサービス削減と負担増を強いるものです。「保険あって介護なし」に拍車をかけ、自立支援にも逆行する内容です。これでは、国民はサービスが取り上げられ、負担増だけが強いられることとなります。安倍首相が掲げる介護離職ゼロを本気で実施するなら、際限のない負担増とサービス切り捨てをやめて、誰もが必要なサービスが受けられるように施設や担い手を増やし、利用者の負担軽減を図るなど、命と生活を支える制度に見直すべきです。住民の暮らしを守る自治体の首長として、国に対し、負担増の中止、撤回を求めていくべきと考えるものですが、見解をお伺いをいたします。

以上です。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

平成27年度の介護保険法改正に伴う影響については、合計所得金額が160万円以上の方など、いわゆる一定以上所得者に対する介護サービス利用料の負担割合が増となり、平成28年8月1日現在、当町においては28名の方が2割負担となっております。こうした方々のサービス利用状況について担当するケアマネージャーの方々や介護保険事務所に伺ったところ、施設の対人関係が理由でサービスを減少させた方がいらっしゃいましたが、負担増を理由にサービスを抑制した方は

おらず、大半が現状維持、そしてむしろ実態に応じてサービスを増加させている方もいらっしゃるかと伺っております。なお、負担割合が増となった方についても、利用者負担の上限額を超えた場合には高額介護費の対象になることで負担の軽減も図っております。

次に、施設の居住費や食費についての補助、いわゆる補足給付の支給要件の変更についてですが、一定以上の預貯金を保有する方については補助対象としない旨、法改正がされております。この改正につきましては、預貯金等を保有し負担能力が高いにもかかわらず、保険料を財源とした補足給付が行われる不公平を是正するためのものであり、支給の可否を判断するための基準も高目に設定されております。なお、この改正による広域圏域内における苦情等はなかった旨、介護保険事務所から伺っております。

また、当町においては、平成28年8月1日現在1名の方が該当しておりますが、この方については施設入所者でありますことから、引き続き生活の質を低下させることなく施設入所サービスを利用しておりますので、影響はありません。

次に、来年度から始まる介護予防・日常生活支援総合事業についてですが、これまで介護給付として実施されてきた要支援者に対する訪問介護及び通所介護についてはこれまで同様のサービスが受けられることから、サービス低下につながることはございません。また、安価で利用できるサービスの新設を予定するなど、利用者にとっては選択肢が広がるものと思っておりますので、議員ご心配のことはないものと認識しております。

サービスの利用に当たっては、これまで同様、ケアマネージャーが本人やそのご家族との面談により本人の自立支援のために望ましい利用計画を一緒に考えていくこととなりますので、利用者の状態やその変化に合わせてケアプランを変更するなどの対応をしていくことになるものと存じます。

最後に、次期介護保険法の改正についてですが、議員ご質問のとおり、比較的軽度の要介護1、2の方の生活援助、福祉用具貸与などが介護給付から除外される、あるいはサービス利用料の自己負担額2割の対象を拡大するなどの議論が現在国の社会保障審議会で行われているようですが、その他の議題も含めまして議論の最中であると報道されております。そのため、現時点で具体的な内容についての説明はなく、どのような内容になるかはまだ不透明な段階にあります。

いずれ、国としても法改正に当たっては国民に対しきちんとした根拠を持って説明できるよう今後さらに検討がなされていくものと思っておりますので、町といたしましては、今後議論が落ち着いた段階において介護保険事務所及び構成市とともに総合的に考えていきたいと考えておりますので、引き続き国の動向を注視しながら情報収集に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）泉 美和子君。

○9番（泉 美和子君） 新総合事業についてですけれども、安価に利用できるサービスが設定できるなどサービスの後退にはならないというご答弁でありましたけれども、ぜひそういうことでやっていただきたいということではありますが、国の示しているガイドラインなどでは、最初のうちはいいのですけれども、だんだんサービスの削減とそれから公費を削減していくことが目的ですので、いずれいろいろなサービス、例えば要支援であればホームヘルプ、デイサービス、そういう専門の利用から卒業させていくと、そしてボランティアなど安上がりのサービスということにしていくという方法が示されているのですけれども、そういう点が一番私は危惧されるんですけれども、質問の中でも言いましたけれども、要支援者の方が今まで専門のヘルパーさんなどでいろいろな状況の変化に応じてサービスを受けられたのが、いろいろな安価なサービスはあるけれども、いろいろな人が多方面にその人に出入りをして、その場のサービスで終わるといいますか、継続的にその人の状況が変化したことになかなか対応できなくなるのではないかと。今までだと、1つの業者さんが訪問をして、そしてその人の状態を見て、そしてこの人の状況はどういう状況だという話ができ、状態を訪問事業所とかで共有することができたと思うんですけれども、多様なサービスを提供するというのはいいのですけれども、そういうことによって、いろいろな人がかかわることによってそれができなくなる可能性が生まれるのではないかと。ということがすごく危惧されるんですけれども、ぜひそういうことのないようにしていただきたいということで、町長はいろいろそういうことのないようにという答弁でありましたけれども、ぜひそういう点についてもう一度お願いいたします。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問にお答えいたします。

再質問というよりはご要望という趣旨に捉えましたが、情報の共有化をして、議員が今ご説明したような危惧が発生しないような仕組みをつくっていくということが肝要と存じますので、ご理解をお願いします。

○議長（高橋 猛君） 次の質問に移ります。

○9番（泉 美和子君） 乗合タクシーの利便性向上について伺います。

予約制乗合タクシーの運行については、これまでも住民要望に基づき改善を重ね利便性向上を図ってきているわけですが、住民要望が強いのは、何といたっても自宅まで送迎できるようにしてほしいというものです。乗合タクシーの主な利用者は高齢者であり、通院の方や、あるいは足腰

が弱くなり買い物した荷物を抱えて歩くのが大変な方々などです。戸口から戸口までの利用を望む声は当然だと思います。

予約制乗合タクシーは、路線バスや一般のタクシーなど既存の主要な交通手段と直接競合しない、民業を圧迫しないことが前提ではありますが、高齢化が進行し交通弱者が多くなっていく中で、行政が第一義的に考えなければならないことは地域住民、とりわけ交通弱者と言われる方々が真に利用しやすい生活の足を確保することであり、そのために交通事業者を維持、存続させていくことではないでしょうか。

横手市のデマンド交通は自宅までの送迎をしています。料金は1人乗車のときと複数乗車のときで異なりますが、走行距離、走行エリアによって設定されています。また、土・日、祝日も運行しています。利用状況もよく、タクシー事業者、利用者双方から喜ばれているとのこと。交通弱者救済だけではなく、高齢者の足の確保により外出の機会がふえ、地域活性化につながっていくような公共交通を目指していくと横手市ではしています。

当町においても、住民の願いに応え横手市のように自宅までの送迎ができることなど、さらなる利便性向上が図られるような対策を求めるものですが、見解をお伺いいたします。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

美郷町の乗合タクシーは、町内バス路線の廃止による新たな交通手段として、平成20年4月からの試験運行を経て平成21年4月から本格運行していることは議員ご承知のとおりです。現在の利用登録者数は792人で、その約89%が70歳以上の高齢者であり、町内医療機関への通院や商業施設への買い物に加え、町外へ出向く際のバス路線へのアクセスなどにも利用されているところです。運行便は1日9便あり、利用方法としては、町内302カ所の自宅近くの乗降所と町有施設や商業施設などの22カ所の拠点間を運行しており、全て事前の予約をいただいております。

こうした乗合タクシーの運行につきましては、制度開始以来、可能な範囲で利用者ニーズに応えさまざまな制度改正を行っております。大きくは、一昨年11月に拠点から半径500メートル以内にある医療機関へ直接乗り入れることが可能となり、多くの利用者から喜んでいただいているところです。

こうした制度改正は、バス事業者やタクシー事業者との長期にわたる意見調整を踏まえ、最終的には国、県の交通政策担当機関、交通事業者、町内利用登録者の代表者などで構成する美郷町地域公共交通活性化再生協議会で決定されたものでありまして、各方面からの理解と協力が必要

であることにご理解をお願いいたします。

さて、議員ご質問の隣接市の制度についてですが、戸口から戸口まで運行できる区域は限られており、商業施設や医療機関等が集中している市の中心部は区域外となっているとのことです。したがって、通常のタクシーと同様にどこでも自由に戸口から戸口に移送するわけではないようです。また、利用料金についても、議員ご説明のとおり、1人乗車と複数乗車では料金体系が異なり、自分の意志にかかわらず結果的に1人乗車になった場合は、乗車距離に比例して料金が割り増しになる仕組みのようです。その仕組みの結果であろうと思いますが、デマンド交通に係る経費の利用者負担分は美郷町に比べて高い割合となっております。

一方、美郷町の乗合タクシーは、運行時間や運行区間、乗降所などに制約、つまり利用者の意のままにならない部分があるものの、隣接市に比べ安価な料金で利用できるメリットがあります。仮に美郷町の乗合タクシーを隣接市と同様に戸口から戸口とした場合、通常のタクシー事業との違いが判然とせず民間事業と公共サービスとの違いの整理が難しいとともに、公費負担、公金負担の意味合いを考えた場合、現在の料金体系のままでは無理が生じ、利用者負担を高くする方向にせざるを得ませんので、利用者の理解が得られるかどうか、また議員もおっしゃいましたが、民業を圧迫にならない公共サービスとしての乗合タクシーの仕組みを全交通事業者の理解のもとで構築できるかどうかなどを思料いたしますと、議員ご質問の戸口から戸口への運行は現段階では難しいと言わざるを得ませんので、ご理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）泉 美和子君。

○9番（泉 美和子君） 料金が高くなることなどいろいろあると思いますが、そういうことは、ぜひ全町民を対象に例えばアンケートをとるなどいろいろな改善方法ですね、制約がありますけれども、そういう中でも、今より少しでも利用者が便利になるような、利用者の声に応えるような改善策が見出せないのか、そういうことをぜひこれから研究、検討をしていただきたいと思うのです。

財源の問題でも例えば国の補助金が、うちのほうでは過疎債ですけれども、横手のように国の補助金は何か有利なものがないのかとか、そういういろいろな状況を検討して研究をしていただきたいと思うのですが、その点をお伺いいたします。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、自席をお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問にお答えいたします。

これまで利用者の声をお聞きし、それにお応えするべく制度改正をしておりますので、そうし

た姿勢であることはご理解ください。

また、全町民を対象にするアンケートは必要なく、あくまでも交通弱者に対して足の確保が必要であるという観点で事業を展開しておりますので、全町民を対象にアンケートすることは全く事業の趣旨が変わることにもご理解をお願いしたいと思います。

○議長（高橋 猛君） 再々質問ありますか。泉 美和子君。

○9番（泉 美和子君） 済みません。今の全町民を対象ということですが、もちろん今の利用者の状況が一番大事だとは思いますが、今後の公共交通のあり方という点で、広い視野に立っているいろいろな方向で検討していただきたいなということを述べて終わります。

○議長（高橋 猛君） これで、9番、泉 美和子君の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（高橋 猛君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

あす午前10時、本会議を再開します。

ご苦労さまでした。

（午前10時59分）